

# 新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) の 感染拡大と契約の履行・執行をめぐる諸問題

——都市封鎖を経験したイギリスにおける  
法的, 社会的対応——

菅 富美枝

## 1. はじめに

2020年, 人々は, 新型コロナウイルス感染症 (以下, Covid-19と表記) の世界的大流行や都市封鎖といった, 未曾有の事態に直面した。東京オリンピック2020をはじめ, 多くの人々が, 予定していた事柄を実行したくてもできない状況下に置かれた。この「実行したくてもできない」という事情は, 依然として予断を許さない現状に照らして社会常識的に考えれば, 誰のせいでもなく, とりやめる以外に選択の余地のなかった (ない) ものといえるであろう。だが, 契約上の義務の履行という観点から考えるとき, 契約法においてこの事態がどのように評価されるかについては, 各国の法制度, 法文化によって, かなりの違いがみられるところである。

とりわけ, こうした状況においても, 義務者の不履行や遅滞に対して寛容な立場をとらないのが, 従来のイギリス契約法である (なお, 本稿において, 「イギリス法」とはイングランドにおける法を指し, ウェールズ, スコットランド及び北アイルランドを除いている)。イギリス契約法においては, わが国の契約法における履行不能に相当する「達成不能 (frustration)」は, 裁判所によって極めて限定的・抑制的に用いられてきた。同様に, 「状況の変化 (change of circumstances)」や「錯誤 (mistake)」を理由とした

契約無効の主張についても、イギリス法は極めて厳格な立場をとってきた<sup>1)</sup>。

しかしながら、こうした契約法上の原則はさておき、コロナ禍にあるイギリス社会において、相次ぐキャンセルが、パック旅行、航空券、結婚式などをめぐって生じている。たしかに、標準書式契約においては「不可抗力条項 (force majeure)」が設けられている場合が多く、事業者側からのキャンセルは、同条項に基づいてのものと思われる<sup>2)</sup>。とはいえ、消費者に対する返金の不十分性や、返金に代わるものとして、ほぼ実現の難しい旅行券（ヴァウチャー）の半ば強制的な付与の不適切性（脱稿時点（2021年1月8日）<sup>3)</sup>において、イギリスは三度目の都市封鎖に入った）などが、大きな社会問題となっている。

さらに、消費者側からのキャンセルの申し出については、そうした不可抗力条項が設けられていることは稀である。そのため、世界中がパンデミックという不測の事態にあるとはいえ、不測の事態に陥りうることを想定して予め契約条項で定めておくべきだったとして、不可抗力条項を用意しておかなかった消費者は、履行義務を逃れられず、履行に関する猶予も得られないことになる。事業者と消費者の非対称性の問題は、まさにコロナ禍において、一層現実化しているのである<sup>4)</sup>。

不公正な競争や消費者の選択を歪める行為を調査・監督する独立の行政

- 
- 1) 以下、イギリス契約法の基本的内容については、ニコラス・マックブライド（菅富美枝訳）『イギリス契約法の基本思想』（成文堂、2020年）を参照。
  - 2) 厳格に言えば、法的には、たとえ不可抗力条項があったとしても、第一に、当該状況が当該規定上の「不可抗力」にあたるか否かについて、契約書の条項の解釈が必要であり、次に、規定にあたるとしても、履行できないことがその「不可抗力による」ものであるか、因果関係の立証が必要になる。
  - 3) 本稿に示されたURLへの最終アクセスはすべて同日のものであり、紹介された法制度なども同日時点のものである。
  - 4) 事業者-消費者間 (B to C) の契約とは対照的に、事業者間 (B to B) の契約においては、契約締結にあたって不可抗力条項をどのように規定するかは、まさに交渉戦略上重要な問題であり、当事者にもそのように認識され、担当する弁護士によって周到な準備がなされているのが一般的である。

機関である「市場及び競争局 (Competition and Market Authorities: CMA)」は、Covid-19の感染勃発以来、商品価格をつり上げたり、誤解を招く商品説明をしたり、休暇や旅行などがキャンセルとなった場合の返金を拒否するなど、コロナ禍を利用して不当に利益をあげ、消費者に対して誠意ある態度を見せない事業者に対して、調査や指導を行ってきた<sup>5)</sup>。また、「消費者向けの金融サービス (consumer credit) : 以下、消費者クレジットと表記<sup>6)</sup>」について、市場の透明性と秩序維持のための規制を行う独立機関である「金融行為機構 (Financial Conduct Authority: FCA)」は、事業者に対して、常日頃から要請しているあらゆる顧客の「公正な取り扱い (treat them fairly)」<sup>7)</sup> について、なお一層の要請を行うといった動きをとってきた。

他方で、不可抗力条項の規定化 (契約書への挿入) と執行、契約の履行請求や不履行に際しての執行それ自体は、イギリス契約法において、事業者 (完全に) 認められた権利行使である点にも、留意が必要である。イギリス契約法において、わが国の民法にみられるような権利濫用の禁止や信義誠実の原則は、直接的な形では用意されていないのである<sup>8)</sup>。また、たしかに2015年「消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015)」は、不公正な契約条項について効力を否定しているが、不可効力の発生に際して事業者が自らを免責する規定を置いていることのみをもって「不公正」と捉えることは、困難であろう<sup>9)</sup>。

5) <https://www.gov.uk/government/publications/cma-to-investigate-concerns-about-cancellation-policies-during-the-coronavirus-covid-19-pandemic>

6) ここでの「消費者」には、個人事業者と2人から3人までの合名会社が含まれている。

7) 「事業者のための原則 “Principles for Businesses” と呼ばれ、(違反に対して法的責任が問われる可能性のある) ハイレベル原則として位置づけられる第6原則に規定されている (「事業者は、顧客の利益に適切な配慮を払い、公正な取り扱いをしなければならない」); <https://www.handbook.fca.org.uk/handbook/PRIN/2/1.html>。

8) 事例によっては、契約終了権の濫用的行使や不行使 (契約終了の拒否) などが問題となる場合もあるにはあるが、それらはあくまで個別具体的な不公正性を問題としているものであり、一般化して考えることは適切ではない。詳しくは、マックブライド (前掲注1) 50-52頁、63-64頁参照。

9) 2015年消費者権利法の詳細については、菅富美枝『新消費者法研究—脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』(成文堂、2018年) 第3章、第4章参照。

以下、本稿では、イギリス契約法の基本的立場を概観した後、そうした原則的立場がコロナ禍において消費者に不利に働いているか、働いているとすれば、そうした社会的実態の是正、緩和がどのように図られているのかについて考察する。さらに、多少の有利/不利があるとはいえ、一方が他方を搾取する（しうる）ような状況ではなく、互いにコロナ禍に喘ぐ中で生じた紛争の解決に適合的な方法を探り、今後、わが国における同種の問題の出現に備えることとしたい。

## 2. イギリス契約法の基本的立場

### (1) 「達成不能（フラストレーション）」、「状況の変化」、「不可抗力条項」

イギリス契約法が伝統的に「厳格責任（strict liability）」——契約の不履行について、不可抗力や、帰責事由の不存在を理由に法的責任を免れることはできない——の立場を貫いてきた点については、前節において既述した通りである<sup>10)</sup>。

イギリス契約法の中にも、当事者が未履行の義務から機械的に解放されることを認める「達成不能（フラストレーション）」の法理があるにはある。だが、同法理の適用は、判例上、「状況の変化」によって履行が文字通り「不可能（impossible）」になった場合に限られてきた<sup>11)</sup>。他方、履行が実現不可能とまでは言えない場合、それが履行義務を負う者にとってどんなに費用がかかり、また困難を伴うものとなったとしても「達成不能」が生じたとは考えられない<sup>12)</sup>。たしかに、「目的達成の不能（frustration of

10) 詳しくは、マックブライド（前掲注1），10頁。

11) 同上，44-46頁。

12) 同上，44-46頁。*Davis Contractors Ltd v Fareham Urban District Council* [1956] AC 696判決において、人手不足のために3倍もの作業時間を要し膨大な追加費用を負担することになった原告によるフラストレーションの主張は、斥けられた。

purpose)」という概念があるが、同法理の適用は、契約の両当事者が契約締結に至った目的（合意の内容）が状況の変化によって完全に挫折させられ、履行したとしても契約で目的とされていたものとは全く別物といえるほどに「根本的に異なった（radically different）」ものとなる場合に限られている<sup>13)</sup>。両当事者にとって共通の目的が状況の変化によって完全に挫折させられることが必要であり、単に一方当事者にとってもはや契約を維持する意味がなくなったというだけでは、「目的達成の不能」があったとは考えられない。それでも、（もはや、商品もサービスも受領の必要がなくなったとして）契約の実行を望まない場合には、相手方に対して損害賠償責任を負うか、商品の所有権などがすでに移転されている場合には対価を支払う責任を負うことになる。

こうした判例法に照らせば、Covid-19の感染拡大の影響を受けて契約の履行が困難となったとしても、原則として契約違反の責任を免れることは難しいことになる。この点に関連して、イギリス政府による都市封鎖の決定を受けて、「不要不急」以外の外出、営業が法的に禁止され刑事制裁の対象にされたことにより、住宅売買契約が少なからず影響を受けていると考えられている。

一般的な事柄として、事務弁護士協会が作成した標準売買書式<sup>14)</sup>には、不可抗力条項は置かれていない。一方、「達成不能」には、法的な不能すなわち禁止も含まれうると解釈できる余地は十分にあるため<sup>15)</sup>、引っ越し業務契約については、達成不能によって無効となると考えられる。他方、引っ越しが禁じられたために約束の期日に家を明け渡すことができないといった売主側の義務については、都市封鎖が始まる直前に引っ越しをすませ

13) *Krell v Henry* [1903] 2 KB 740 (CA). 詳しくは、マックブライド（前掲注1）46—49頁。

14) 最新の2018年度版は、<https://www.lawsociety.org.uk/topics/property/standard-conditions-of-sale>から入手できる。

15) スコットランドの判例ではあるが、*Denny, Mott & Dickson Ltd v James B Fraser & Co Ltd* [1944] AC 265 (HL: Scotland) を参照。

ておくことは（どんなに費用が高くなろうとも）可能であったといえることから（たとえば、第一回目の都市封鎖の公式発表から施行までには、5日間ほどの猶予があった）、売買契約は達成不能とは認められないであろう。また、買主の方は、支払期日に支払準備をしていますが、家の明渡しがない以上、残額代金の支払いを拒むであろう（この場合、標準売買書式によれば、買主は履行遅滞とはならず、依然として売主側の不履行となる）。結局、売主は（条件条項に関わる）契約違反を行っているして<sup>16)</sup>、買主は契約解除権及び損害賠償請求権を得ることになりそうである<sup>17)</sup>。

だが、消費者にとってより問題となるのは、都市封鎖の公式発表を受けて、都市封鎖前に、都市封鎖予定期間中の宿泊先を前もってキャンセルしたいと考えるような場合であろう。こうした場合、宿泊契約に関する標準書式契約書は、「不可抗力」が生じた場合の宿泊サービス提供者側の免責について規定している場合がほとんどであるが、他方で、同様の場合における消費者側の免責について規定していることは稀である<sup>18)</sup>。そのため、事

---

16) これに対して、わが国の民法においては、このような状況下にある売主の建物明渡し義務の履行は「取引上の社会通念」に照らして「不能」と捉えられる可能性がある（民法412条の2）。その場合、買主は売主に対して履行請求できないが（同条1項）、解除することによって代金支払い義務を免れることができる（542条1項）。ただし、売主に帰責事由がないため、損害賠償請求はできない。他方、買主が解除を選択しない場合、契約関係は存続することになるが、債権者である買主にも帰責事由がないことから、代金の支払いを拒絶することができる（536条1項）。

17) 実際には、こうした契約法上の立場とは別に、Covid-19によって受ける打撃を抑えるべく、政府は、不動産購入を検討している一般大衆、業界関係者、引っ越し業者等向けに、都市封鎖に至る直前の段階（Tier 4）における安全・安心な取引の遂行に向けて助言を公表している（<https://www.gov.uk/guidance/government-advice-on-home-moving-during-the-coronavirus-covid-19-outbreak>）。

18) 一例として、宿泊事業者と消費者間の宿泊契約を取り次ぐ大手プラットフォーム事業者であるBooking.comによる欧州における第一回都市封鎖に関連した方針について、<https://partner.booking.com/en-us/help/legal-security/force-majeure-update-reservations-made-during-and-or-after-april-2020>参照。Covid-19に関する予見可能性が生じた2020年4月6日以降に新たに予約を行うについては、キャンセルとなっても返金されない場合のリスクを自覚しておこなうべきことが規定されている。その後、脱稿時点における最新の方針について、<https://partner.booking.com/en-gb/help/legal-security/important-information-regarding-coronavirus>。宿泊先における第三回都市封鎖期間内に予定されている締結済み宿泊契約の「不可抗力条項」適用について述べられている。

業者側が「不可抗力条項」を用いて契約をキャンセルしてくれれば問題ないが、消費者側からキャンセルを申し出る場合には、宿泊先自体は（焼損・滅失したわけではなく）存在している以上は「達成不能」や「目的達成不能」が生じているとはいえ<sup>19)</sup>、むしろサービス提供の準備があるということで宿泊サービス提供者側に不履行による契約違反がないとすれば消費者側から契約解除はできない。消費者としては、契約通りの代金を支払う義務があり、契約をキャンセルしたいならば規定通りの通常のキャンセル料を支払うしかない（その状況を実質的に避けたい場合、消費者側は、ひたすらに宿泊サービス提供者側からのキャンセルの連絡を待つほかないということになる）。

さらに複雑な状況が生じるのは、契約の履行が法的禁止の対象に該当するとまではいえないが、差し控えることを推奨する政府の指針が出されている場合である。法的禁止がある場合は、「健康保護規則 (Health Protection (Coronavirus, restrictions) Regulations 2020)」などいわゆる「都市封鎖法 (lockdown laws)」によって契約履行を控えるべき法的義務が生じているのに対し、後者の場合には、あくまで指針がだされているのみであって法的制限は受けていない。この違いが、契約が実現可能か否か（すなわち、達成不能があるか否か）に関り、具体的には、解約にあたって消費者の受けうる返金額に差が生じうる<sup>20)</sup>。だが、法的義務はないとはいえ、政府の指針に従うことはむしろ望ましいことであり、指針に従った消費者と共に「相互に受諾可能な解決の道を探る (trying to find a mutually acceptable solution)」ことが、事業者として「公正かつ責任ある (fairly and

19) これとは対称的に、ミュージックホールの賃貸借契約に関してホールが火災により滅失した事案において、契約はフラストレーションにより終了し、両当事者は責任を負わないと判示されたものとして、*Taylor v Caldwell* (1863) 3 B&S 826（マックブライド、(前掲注1) 45頁）参照。

20) 達成不能と認められれば、1943年「法改革（達成不能となった契約）法 (Law Reform (Frustrated Contracts) Act 1943)」1条2項によって、未履行の支払い義務から解放され、既履行の支払金については（一定額の例外を除いて）返還される。マックブライド（前掲注1）、46頁。

responsibly)」対応となる<sup>21)</sup>と考えるのが、後述するCMAやFCA等独立行政機関の見解である。

## (2) 契約の修正と「約因」法理

契約の修正についても、イギリス契約法は厳しい立場をとってきた。たとえば、不履行の危機にある相手方当事者に対して、(資金援助的に)追加料金を支払うという約束も、一部の支払いをもって皆済とする(つまり、残りを免除する、債務を減額する)という約束も、新たな「約因(consideration)」が提供されていない限り、拘束力を有しないとするのがイギリス契約法の伝統的な立場である<sup>22)</sup>。

これに対して、下請け料の追加を支払うことによって、相手方(下請け人)の履行を確保できたという事実留まらず、自ら(元請け人)が第三者(注文主)に負う損害賠償金の支払いを回避できたとして、「実際上の利得(practical benefit)」があったことをもって約因を認めるとした控訴院判決もあるにはある(*Williams v Roffey Bros & Nicholls (Contractors) Ltd* [1991] 1 QB 1)<sup>23)</sup>。だが、最高裁判所の判例を変更するまでには至っていない<sup>24)</sup>。こうした判例法に照らせば、コロナ禍の影響を受けて家賃の支払い

21) [https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-covid-19-cancellation-and-refund-updates?utm\\_source=1cc12b32-0de7-490c-a436-04e68d58e430&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=govuk-notifications&utm\\_content=daily](https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-covid-19-cancellation-and-refund-updates?utm_source=1cc12b32-0de7-490c-a436-04e68d58e430&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=daily)

22) 前者につき *Stilk v Myrick* (1809) 2 Camp 317, 後者について、*Foakes v Beer* (1883-84) LR 9 App Cas 605参照。

23) また、*MWB Business Exchange Centres v Rock Advertising Ltd* [2016] EWCA Civ 553, [2017] QB 604 (最高裁で破棄(後注参照))。他方、内国歳入庁による租税徴収の減額に関する事件である *Re Selectmove Ltd* [1995] 2 All ER 531において、控訴院は、*Williams* 判決以前の先例に従い、「実際上の利得」による約因の提供を否定している。追加料金を払う約束と、減額する約束との異同に注意しながら、「実際上の利得」を約因の提供とみなすか否かをめぐる判決の動きを追った考察として、マックブライド(前掲注1)115-121頁を参照。

24) *MWB Business Exchange Centres v Rock Advertising Ltd* [2018] UKSC 24, [2018] 2 WLR 1603. 同上, 121頁。同裁判においては、約因法理の行方に注目が集まったが、最高裁判所は、約因法理をめぐる議論を回避し、契約書の規定に反し、減額の約束が口頭のみでなされ書面でなされていない点を捉えて、本件における約束には拘束力がないと結論した。なお、サ



が滞っているような場合に、同情した家主がいったんは支払い猶予を与えてくれたり減額を申し出てくれたとしても、後に気が変わったと言われてしまえば、即刻、本来の契約通りの支払を求められることになりかねない。

一方で、事業者側が、契約終了後に契約条項を修正できる権利を認める「変更条項 (variation clauses)」を置いていることがある。事業者は、修正条項を用いて、パンデミックによる影響に対応することが予想される。だが、こうした変更条項が、事業者の一方的な意思で契約の重要な部分を変更することを認めていたり、消費者に対する事前の通知を要しないとしていたり、消費者が自由に契約を終了できる権利を奪うものである場合には、2015年消費者権利法における不公正な契約条項にあたり、無効と判断される可能性がある（同法、第2部）<sup>25)</sup>。

同様に、標準契約書式を用いて契約を行う場合に備えて予め標準条項 (standard terms) の中に、都市封鎖などCovid-19の感染拡大に関連して契約履行が困難になった場合であっても返金を一切行わないとした条項を差し込むことも、不公正な契約条項と認定され、無効となりうる（同法、附則2）。政府のガイダンスに従うために消費者の側から解約を申し出る場合に際して、高額の違約金を課したり返金に一切応じない旨の契約条項も、不公正と判断されうる（同上）。キャンセル料は、事業者が真に被る可能性のある損失に限定され、その算定方法については、契約において事前に明らかにされていなければならない（詳しくは、本稿4.（結婚業界に関する記述）を参照）。極めて限定された状況において返金額が減額されうる可能性については、支払金の大部分を消費者に返還することを前提として、当該契約の履行にあたって既に発生したコストの控除に限り、さらに、その

---

ンブジョン判事は、多数説に立った上で、実際上の利得は約因として「十分ではないというのは、*Foakes v Beer* 判決において、まさに最高裁裁判所が判示した事柄である」とした一方、「*Foakes v Beer* を再検討するための機は熟しているだろう」と述べている。

25) 2015年消費者権利法における「不公正な契約条項」に関する規制については、菅富美枝『新消費者法研究』（前掲注9）、第4章を参照。

ことが平易でわかり易く読み易い言葉で消費者に対して予め明確に知らされていた場合に限り、公正な条項として有効となりうる余地があるに留まる（同法、68条）。

### （3）小括

こうした頑固なまでのイギリス契約法の姿勢が、Covid-19の感染拡大の影響を受けて変化するとは考えにくい。不測の事態にあっても法原則を変更しないイギリス契約法の強固な立場の背景には、いったん合意に達した契約内容に対して司法や法律家の介入を許し、特に、「信義誠実（good faith）」といった広範な解釈の余地のある基準を取り込むことによって、法の不明確性が生み出されることへの危惧感が窺える。しかしながら、このような批判は、交渉力が互角であり、有利な契約条件をめぐって競い合える事業者間（B to B）の契約にはあてはまるものの、そうした状況下でない消費者と事業者間（B to C）の契約に当てはめることは、不適切であるように思われる。

この点に関連して、事業者と消費者間の契約について、特に、消費者クレジットに関連して、債務者の健康状態、就業状態、住宅状況、家族状況に多大な変化が生じたために義務の履行が困難となった場合、「社会的不可抗力（social force majeure）」<sup>26)</sup> という概念を設けて、その発生を理由に履行義務から一時的に解放する（「一息つかせる（breathing space）」）ことによって弁済能力の回復を図るという方策を提唱する見解がある<sup>27)</sup>。他方、こうした新しい概念の創設について、信義誠実の概念と同様、イギリスの裁判所が採用するとは思われず、採り入れるか否かは立法機関たる議会に

---

26) こうした概念は北欧諸国の法（特に、フィンランド法）に見ることができるといふ。Wilhelmsson, T. “‘Social force majeure’ — A new concept in Nordic consumer law” *Journal of Consumer Policy* 13, 1-14 (1990) .

27) Iain Ramsay, ‘Contract Law, social force majeure and adjusting consumer credit contracts’ (<https://creditdebtandinsolvency.wordpress.com/2020/04/18/contract-law-social-force-majeure-and-adjusting-consumer-credit-contracts/>)

任された問題であるとする見解もある<sup>28)</sup>。また、事業者側の事情に共感しながらも、彼らに好意的な解決がもたらしうる反当事者（消費者）の権利への影響にも、同様に配慮することが重要であるとの指摘もある<sup>29)</sup>。

この点に関連して、Covid-19の蔓延に対する警戒の高まった2020年3月以降<sup>30)</sup>、制定法等によって、義務者の特別な事情に配慮して、借金返済の支払猶予や、商品代金が未払いの場合における商品の保持の継続、家賃滞納の場合の立退きに関する猶予を認める措置といった、いくつかの対策が出されている。これらはいずれもイギリス契約法の基本的立場の変更を意図するものではなく、単に特別措置によって履行や執行に猶予を認めるものである。履行義務を消滅させたり、免除するものではなく、また、永続的に猶予を認めるものではない点に留意が必要である。だが、實際上、契約法の基本的立場が変更された場合と同様の効果を生み出すおそれがあることから、注目に値すると思われる。以下、考察を続ける。

### 3. 脆弱な状況にある消費者への支援

#### (1) 制定法による「消費者脆弱性」への対応

前節において、イギリスの契約法が、コロナ禍においても伝統的な基本的立場を変更する見込みが低いことを見てきた。一方で、コロナ禍以前から、消費者が特に脆弱（vulnerable）になりうるいくつかの場面におい

---

28) Hugh Beale and Christian Twigg-Flesner, “COVID-19 and frustration in English Law” in Sergio Garcia Long, *Derecho de los Desastres: Covid-19* (Pontificia Universidad Católica del Perú, 2020).

29) 法の明確性と公平との調整の問題であると捉えるものとして, Duncan Fairgrieve and Nicole Langlois, “Frustration and Hardship in Commercial Contracts: A Comparative Law Perspective” *THE JERSEY & GUERNSEY LAW REVIEW* 2020.

30) 菅富美枝「新型コロナウイルス感染拡大と消費者法執行体制—英国における初動態勢」民争法務394号, 5-8頁。

て<sup>31)</sup>、制定法の規定によって、消費者の支援と保護が図られてきた点が注目される。

たとえば、1974年「消費者クレジットに関する法 (Consumer Credit Act)」129条は、債務者が不払いの状況に陥り、債権者が執行を望んでいる場合でも、裁判所は債務者の経済的状況を考慮に入れて合理的な返済猶予期間をもうける「猶予命令 (time orders)」ことができる旨を定めている。また、買取選択権付の賃貸借である「購入賃貸 (hire-purchase)」(金融会社が対象物を購入して債務者に賃貸する)において、リースを受けた商品について、同法90条は、消費者が遅滞に陥っている場合であっても、代金総額の3分の1以上を支払い済みである場合には、消費者は(売主による)商品の「取戻し (repossession)」から保護されることが規定されている。これらの「保護下にある商品 (protected goods)」を売主が引き上げられるのは、裁判所による「取得命令 (possession order)」が出された場合に限られ、その場合であっても、裁判所は猶予命令を出すことができる。こうした規定は、コロナ禍によって日々の暮らしに打撃を受けた消費者に対して、さらに有利に機能することが期待できよう。

他方で、代金の前払いがあるにもかかわらず、商品の引渡やサービス提供が行われる前にサプライヤーが破産した場合、消費者の権利に関して特別な保護というものはない。クレジットカードを用いて100ポンド以上3万ポンド以下の商品の購入をした場合であって、サプライヤーが返金を拒みまたは行うことができない場合のみ、クレジット会社から返金を受けうることが規定されているに留まる(同法75条)。デビットカードで支払った場合に返金(チャージバック)されるスキームはあるが、法的要請によるものではない。

---

31) 脆弱性を、本人自身ではなく、本人を取り巻く(市場構造や法制度・執行体制のあり方を含む)取引環境に起因するものとして捉える「状況的脆弱性」の概念や発想について、詳しくは、Lisa Waddington, "Exploring Vulnerability in EU Law" 45 European Law Review Issue 6 (2020) 779; 菅富美枝(前掲注9)、第1章、第2章参照。

次に、家賃の不払いなど、賃借人による契約違反がある場合であっても、賃貸人から賃借人への事前の通知が必要であり（1988年ハウジング法、8条）、かつ、裁判所による取得命令がない限り、退去させられることはない。月払いの家賃であれば2か月分以上の家賃を滞納している場合、裁判所は命令の付与を拒むことができないとされている<sup>32)</sup>が、留保的な命令を出す権限を有しており、滞納の理由が病気、失業、社会的給付の遅延などであり、また、賃貸人が賃借人から、今後の支払いについての申し出を受諾している場合には、留保的な命令を出すことが多いとされる。こうした執行のあり方が、後に考察するように、コロナ禍の影響を受けて失業した賃借人、Covid-19に罹患した賃借人の保護の方向へとさらに積極的に用いられることが期待できる。

また、そもそも、地方自治体や非営利団体である住宅供給協会などの「社会的賃貸人 (social landlords)」は、退去を要請する前に詳細な手続き<sup>33)</sup>をとることが求められ、また、賃借人の収入と支出に基づいて、延滞賃料について賃借人が支払い可能な金額に減額することに応じ、さらに、社会的給付受給手続きを援助することが求められている。定期不動産権(または、不動産賃借権 (leasehold)) に関する契約についても、賃貸人は、まずは不履行が是正されるよう求めた後でなければ不動産に立ち入ったり、不動産権を没収すると主張することはできない（1925年財産権法 (Law of Property Act 1925), 146条1項）。そうした場合であっても、賃借人は、賃貸人の権利行使に対して、裁判所に救済 (relief) を求めることもできる（同条2項）。

さらに、2018年「パック旅行及び関連する合意に関する規則 (Package Travel and Linked Travel Arrangements Regulations 2018) (S.I. 2018/634)」は、2015年「EUパック旅行指令 (EU's Package Travel Directive

32) 1988年ハウジング法、附則2、根拠8 (b)。

33) Ministry of Justice, Pre-Action Protocol for Possession Claims by Social Landlords.

(2015/2302/EU))」を国内法化したものである。同法は、当事者があらゆる合理的な手段をとったとしても、避けたり制御することのできない「不可避かつ例外的な状況 (unavoidable and extraordinary circumstances)」に関する規定を置き、そうした状況における契約の解除（解除料金は発生しない）と14日以内の支払代金の全額返還（不履行についての賠償金は発生しない）を規定している（同規則12条7項及び8項、13条2項 (b) 及び3項、14条）。これにより、パック旅行に関して言えば、事業者からのみならず、消費者側からも、コロナ禍を不可抗力の発生として契約の解除と全額返金を求めることができることになっている。

以上のように、判例法によって形成されてきた契約法とは異なり、市場の構造上、交渉力の弱い立場におかれている当事者については、議会の制定する法律によって（コロナ禍とは関係なく）、反対側当事者の契約上の権利がストレートな形で実現できないような取計らいがなされてきた。特に、本項でみてきたように、消費者クレジット、日用品の購入賃貸、住居の賃借といった場面については、コロナ禍以前から、経済的弱者の支援に向けて、裁判所に比較的強い介入権限が与えられてきた点が注目される。裁判所は、契約上の義務や権利の再設定（再解釈）を行うようなことはしないが、それらの執行については、制定法を根拠として介入できる余地が与えられているのが、イギリス法の特徴であるといえよう。

## (2) コロナ禍における相手方の「消費者脆弱性」への配慮

こうした姿勢とはやや区別されうるものとして、内閣府は、2020年5月7日（同年6月30日、更新）「Covid-19による緊急事態の影響を受けた契約の履行と執行に関する責任ある契約的行為に関するガイダンス」を公表した。ここで、「責任ある契約的行為 (responsible contractual behaviour)」とは、個人、事業者、公的機関が、コロナ禍の影響を受けた契約を履行したり執行するにあたって、就労や経済などイギリス社会全体の利益 (the national interest) に配慮して「責任ある、公正な行為 (to act responsibly

and fairly)」をとることを指している（第3パラグラフ）。契約の履行や執行をめぐる問題が生じた場合、「協同の精神の下に」「相手方への影響に配慮して」「合理的で比例的な」対応をとり、正義かつ衡平にかなった現実的な解決を目指すことなどが強く推奨されている（パラグラフ14）。さらには、どのような場面において配慮が求められるかについて、15項目<sup>34)</sup>にわたって例が挙げられている（パラグラフ15）。

法的拘束力がないとはいえ政府の出す公式文書であり、伝統的な契約法の立場と真っ向から対立することが求められており契約の自由を脅かすものとして、特に商業取引を多く扱う弁護士たちからは、懸念の声が聞かれる<sup>35)</sup>。この点について、契約当事者が対峙するのではなく、協力的に再交渉する姿勢は、最終的な結論に対する当事者の満足度をより高めるであろうことから、契約の修正に向けた双方の自主的な歩み寄りを求めている限りにおいて、ガイダンスの適切性を認める声も聴かれる<sup>36)</sup>。

さらに、コロナ禍という特別な社会状況を反映して、関係者たちに特別の対応を求める法として、2020年「コロナウィルス法 (Coronavirus Act)」が2020年3月25日に制定され、翌日より施行されている。これを受けて、たとえば、住居の賃貸借に関して最も一般的な「短期賃貸借契約 (Assured Short-hold Tenancy: AST)」について、従来、賃貸人は、賃借人に退去を求める期日の2か月前に賃借人に通知をすれば、(賃借人の契約違反や賃貸人が当該物件を必要としているなどの) 特別な理由がなくとも、期間満了時に契約を終了できる (1988年ハウジング法, 21条) とされてきたが、3か月前 (2020年3月26日から同年8月28日まで。同年8月29日以降は、6

34) 履行期限や支払期限の延長, 履行内容の修正, 不可抗力や達成不能その他免責条項の援用, 契約違反に対する権利主張 (手付金の返還, 予定されていた損害賠償金の請求, 商品の引き上げ, 保証人への請求) といった場面が挙げられている。

35) 一例として, Charles Samek, 'Freedom of contract: Does it still exist?' (<https://littletonchambers.com/articles-webinars/freedom-of-contract-does-it-still-exist/>)

36) Hugh Beale & Christian Twigg-Flesner "Covid-19 and English Contract Law" (<https://www.intersentiaonline.com/publication/coronavirus-and-the-law-in-europe/28>) この見解は, コロナ禍における調停 (mediation) の重要性にも目を向けている (後述)。

か月前)の通知が必要とされるようになった(同法81条, 附則29, パラグラフ7)<sup>37)</sup>。賃借人に契約違反がある場合(1988年ハウジング法, 8条)についても, 2020年8月29日以降, 退去を求める期日から遡って6か月前の通知が必要となった。適法な通知と, 通知に記載された退去期日が経過しても賃借人が自主的に立ち退かない場合に初めて, 賃貸人は, 立退きのための取得命令を裁判所に願い出る手続きをとることができる<sup>38)</sup>。

これに関連するものとして, 裁判所は, 占有物件の取得をめぐる手続き(possession action process)を一定期間(当初は同年6月25日, その後, 2020年10月30日, さらに, 最長2021年3月28日まで延長)中止するとの方針を出した(Practice Direction 51Z & 55C; Civil Procedure Rules (amendment) 2020 55.29)<sup>39)</sup>。また, 裁判所から命令が出された後, 命令に記載された立退き期限が経過しても退去しない賃借人に対して, 立退きを執行する執行官(bailiff)についても, 大法官(Lord Chancellor)からの指針によって, 当分の間(当初2021年1月11日まで。同年1月8日, 2月21日までの延長が決定)<sup>40)</sup>, 例外的状況(例 賃借人による不法占有, 反社会的行為, 詐欺行為, DV, 9か月以上の長期に亘る賃料不払い)を除いて執行しないことが決定された<sup>41)</sup>。また, 政府は, 賃貸人に対して, 多少の賃料の不払いなどがあっても, 直ちに賃借人に立ち退き要求をしたり, そのための裁判所手

---

37) ただし, コロナ禍以前から, こうした賃貸人の権利自体の廃止を求める声は高かった(House of Commons, Briefing paper "The end of No-fault section 21 eviction" (2019年9月27日)参照)。

38) 手続きが開始されると(手続き費用は, 400ポンドから500ポンド), 裁判所(主として, 県裁判所と呼ばれる下位裁判所が行う)は賃貸人から提出された証拠を調べ, 賃借人に反論の機会を与え, 賃貸人を出頭させて聴聞を行った上で, 命令発布の有無を決定する。こうした裁判手続きと並行して, 和解手続きが推奨される。

39) 指針の合法性を認めた判例として, *Arkin v Marshall* [2020] EWCA Civ 620。

40) Ministry of Housing, Communities and Local Governments, "Guidance for landlords and tenants" (<https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-and-renting-guidance-for-landlords-tenants-and-local-authorities/coronavirus-covid-19-guidance-for-landlords-and-tenants>).

41) The Public Health (Coronavirus) (Protection from Eviction and Taking Control of Goods) (England) Regulations 2020.



続きをとる前に、調停による話し合いに努めるよう勧めている<sup>42)</sup>。以下、検討を続ける。

#### 4. 緊急事態における不公正な取引手法に対する警戒と抑制

前節では、消費者が脆弱性を帯びる状況に関して、そうした「消費者脆弱性」を制御しようとする法対応について見てきた。本節では、緊急事態において生じることの多い不公正な取引手法の規制のあり方を探るべく、Covid-19感染勃発に際しての初動態勢ともいえる、2020年3月における消費者法執行体制と、コミュニティ内における自発的な支援の動きを振り返る。

##### (1) Covid-19感染勃発期における消費者法執行体制の初動態勢

第一の動きとして、Covid-19の感染拡大に関する報道が増していく中、マスクに対する広告については、かなり早い段階（2020年3月4日）で規制がおこなわれた。二つの事業者について、感染防止効果を誇張した広告が、「広告標準化機構（Advertisement Standard Authority: ASA）」の指針<sup>43)</sup>に反して「誤解を招き、無責任で、不安を煽るもの」との裁定を受けて実名公表された上、改善指導がなされたのである<sup>44)</sup>。さらに、より一般的な見地から、CMAは裁定にあたって、Covid-19感染拡大状況に乗じて、消費者、特に、脆弱性を有する消費者の不安や苦悩を煽り、社会に対して無責任な広告に対して「容赦しない」ことを断言した<sup>45)</sup>。

---

42) BealeとTwigg-Felsnerは、民間の賃貸人に対して、賃借人に契約不履行がある場合においても、社会的賃貸人と同様の対応（前掲注，33参照）を期待する住居問題担当大臣の発言に関連して、こうした文脈で「信義誠実」という用語が用いられていることを、イギリス住居法の新展開として興味深く見ている（前掲注，36）。

43) 詳しくは、菅富美枝『新消費者法研究』（前掲，注9），第5章。

44) <https://www.asa.org.uk/rulings/easy-shopping-4-home-ltd-cas-599607-q7j8x2.html>。

45) <https://www.asa.org.uk/rulings/novads-ou-cas-599611-h1h2q1.html>。

第二に、イギリス消費者法・競争法体制の主軸を担うCMA（既出）は、同年3月5日<sup>46)</sup>、事業者に向けて、異例な事態とそれに伴う人々の不安から生じる脆弱性に「つけ込み」、感染防止に関する（しそうな）商品やサービスについて、不当な値段や誤解を招くような主張を行うことに対する注意を喚起し、そうした違法行為については、厳格な調査と執行行為をもって対峙していくとの警告をおこなった。また、CMAは、消費者がインターネットなどで再販売を行う際も同様であるとの警告をおこなった。

さらに、CMAは、同年3月20日、「新型コロナウイルス対応タスクフォース」を発表し、政府に対して、価格規制や、市場の不正に対応するための政策や（時限）立法的措置について勧告する可能性に触れた<sup>47)</sup>。また同日、医薬品、食品、飲料品の三部門を担う業界に対して、一部の事業者が値段のつり上げや有効性について誤解を招くような広告を行っている恐れがあるとして、不公正な勧誘行為の摘発、及び、消費者の信頼を維持するため、業界全体として、改善に向けた協力を求めるとともに、値段高騰の背景にあるサプライチェーンの実態に関する情報提供を呼び掛けた<sup>48)</sup>。

同年3月25日には、事業者に向けて、パンデミック事態に特化した特別指針（ガイダンス）を示した<sup>49)</sup>。当該指針において、消費者全体や、脆弱性を有する消費者や医療現場などに従事する消費者に対する便宜（例 手指消毒剤など不足品の公平な配分の確保、必須品の供給の継続、高齢者や障害者のための食糧宅配などの新規事業の開始）のために、厳格な条件に限定して、事業者間の協力的・調整的合意を（競争法違反から）免責する

---

46) <https://www.asa.org.uk/news/coronavirus-covid-19-advertising-responsibly.html>

47) <https://www.gov.uk/government/news/covid-19-sales-and-pricing-practices-during-coronavirus-outbreak>

48) <https://www.gov.uk/government/news/cma-launches-covid-19-taskforce>  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/874240/COVID\\_19\\_Open\\_letter\\_to\\_pharmaceutical\\_and\\_food\\_and\\_drink\\_industries2.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/874240/COVID_19_Open_letter_to_pharmaceutical_and_food_and_drink_industries2.pdf)

49) [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/875468/COVID-19\\_guidance\\_-\\_pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/875468/COVID-19_guidance_-_pdf)

ことが示された。同時に、「消費者への不利益 (consumer detriment)」を防止すべく、事業者間の談合や優越的地位の濫用に対して、より一層強い態度で臨むことが明記された。

第三に、FCA（既出）は、2020年3月17日、特別版の会報において、Covid-19感染拡大状況において、平常時と変わらず情報公開が重要であり、事業者たちは情報提供義務を負っていることの確認をおこなった<sup>50)</sup>。同年4月1日には、事業者向けにガイダンス“Credit cards (including retail revolving credit) and coronavirus: draft guidance and rules for firms”が公表され<sup>51)</sup>、コロナ禍によって一時的に支払い困難に陥っている消費者に対して最長3か月間の支払猶予の付与が期待されていることが示された（さらなる支払猶予の更新については、後述）。FCAは、コロナ禍以前の2015年から、事業者たちに対して、経済的状況について脆弱性を有する顧客を（特に注意を払って）公正に取り扱うべきとした呼びかけを行い、力を入れて消費者脆弱性の問題に取り組んできたが、それらの成果<sup>52)</sup>がここに表れていると考える。

以上が、急速な感染拡大下において、事業者向けに行われた緊急対応である。次に、消費者向けになされた対応をみる。

第一に、地方行政において消費者問題に取り組む「取引基準局 (Trading Standards)」<sup>53)</sup>を中心として、Covid-19感染拡大につけ込んだ詐欺的商法（スキーム）や悪質な訪問販売に対する厳重な警戒態勢が取られた。同年3月24日には、その統括組織である「全国取引基準局 (National Trading Standards)」によって、消費者に対して具体例を挙げて注意喚起がなされるとともに、脆弱性を有する隣人のための地域における見守りが奨励され

---

50) <https://www.fca.org.uk/publications/newsletters/primary-market-bulletin-issue-no-27-coronavirus-update>

51) <https://www.fca.org.uk/publications/guidance-consultations/credit-cards-coronavirus-firms>

52) 脆弱な消費者をめぐる2020年12月までのFCAの具体的な活動の詳細について、<https://www.fca.org.uk/firms/treating-vulnerable-consumers-fairly>を参照。

53) 詳しくは、菅富美枝『新消費者法研究』（前掲，注9），第6章を参照。

た<sup>54)</sup>。

第二に、FCAの任務に関連する機関として、事業者の行為に関する苦情を扱う「金融オンブズマンサービス (Financial Ombudsman Service; 以下、FOSと表記)」が存在する。同年3月5日の時点で、FOBは、投資、(医療、介護、生命、年金、旅行など各種の) 保険、クレジットカード、割賦購入、住宅ローン、自動車リース等の金融商品やサービスに関して、消費者からCovid-19による影響に関連した質問やクレームを受け付ける体制を整えた<sup>55)</sup>。

## (2) コミュニティ、ヴォランティアによる支援の動き

次に、コミュニティ内におけるヴォランティアによる支援の動きを追う。

同年3月16日以降、長期に亘る都市封鎖に備えて、各地のスーパーにおいて「パニック購入」と呼ばれる状況が生じる中、高齢者のための特別な購入時間(「スペシャル・ショッピング・アワー」)を設ける店が出てきた。そして、購入後は、大量の荷物の袋詰めを手伝う生徒たちの姿が報じられた。また、自主的隔離を行っている高齢者のために、子供たちがおつかいを申し出る可愛らしい手書きのポスティングも報じられ、これらは「コロナウィルス・カインドネス」と称賛された<sup>56)</sup>。

さらに、支援者を支援するための社会的取り組みもおこなわれた。たとえば、様々な社会的インフラの構築に向けたプロジェクトを財政的に支援するチャリティ団体<sup>57)</sup>によって、地元で支援を必要としている隣人同士の助け合いをマッチングしたり、地元の事業者と消費者をつなぐプラットフォーム

---

54) <https://www.nationaltradingstandards.uk/news/beware-of-covid19-scams/>

55) <https://www.financial-ombudsman.org.uk/news-events/information-consumers-businesses-financial-services-complaints-caused-affected-coronavirus>

56) <https://www.bbc.com/news/uk-51908023>

57) <https://www.nesta.org.uk/covid-19-nesta-response/> ; <https://www.nesta.org.uk/blog/going-distance/>

ホームを構築する団体が支援され、一定の成果があげられた<sup>58)</sup>。

また、英国において商品やサービスの規格について自主規制を推奨する「英国規格協会 (British Standard Institute: BSI)」は、ウェブ上でのセミナー (ウェビナー) において、「コミュニティのレジリエンスとヴォランティア」と題するシンポジウムを開催し、緊急事態下におけるコミュニティの役割、ヴォランティアたちの統率方法、事業者としての関わり方などについて活発な意見が交わされた<sup>59)</sup>。

この他、消費者権利団体の代表的存在である Which? は、脆弱な消費者のためにインフォーマルな立場で支援をおこなっている「影のコロナウィルス・ヒーロー (unsung Coronavirus heroes)」を讃えようというキャンペーンを実施した<sup>60)</sup>。なお、同団体は、同年3月3日の時点で、Covid-19感染拡大に便乗した疑わしい商品の販売、値上げなどについて、広く消費者から情報提供を募っていた<sup>61)</sup>。これらの声が、先述したCMAの動きの背景にあると思われる。

また、事業者側からキャンセルされた多くのパック旅行をめぐる、同団体は、消費者が有する権利について、早い段階から周知に務めた。だが、旅行業界団体 (ABTA) からは、一斉返金による業界全体への大打撃を避けるためとして、返金に替えて2年以内の日程変更なども認められるようにとの法改正要求がなされ、消費者たちに対して、現実的な対応として、

58) 感染リスクの低い (重症化の恐れのない) 人々が、感染リスクが高いために食料品の買い出しに出かけられない人、処方薬の受け取りができない人、宅配を頼みたくてもインターネットが使えない人、独居で話し相手を欲している人などの支援を申し出る「オックスフォード・トゥギャザー」キャンペーンでは、開始早々の24時間で1500人が登録したという (<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScfYSgB7G-eWo6rLZga11g5-ictGxYRq1OvHyx270dZcCLwCQ/viewform>)。

59) シンポジウムの実施自体は4月2日であったが、事前登録は3月から受付が開始された (<https://page.bsigroup.com/1/73472/2020-04-01/prqvgj>)。

60) [https://conversation.which.co.uk/health/coronavirus-pandemic-unsung-heroes-elderly-shopping/?fbclid=IwAR2ZHrkDp7IEK9Ez3YN6cTPkqtSs4gtVkkz0apBn7VBVKrJ6nBMI\\_MEXsvGs](https://conversation.which.co.uk/health/coronavirus-pandemic-unsung-heroes-elderly-shopping/?fbclid=IwAR2ZHrkDp7IEK9Ez3YN6cTPkqtSs4gtVkkz0apBn7VBVKrJ6nBMI_MEXsvGs)

61) <https://conversation.which.co.uk/shopping/coronavirus-amazon-surge-pricing-handgel-shortage/>

返金を同年7月31日以降まで待つことや、旅行代金を支払ったクレジットカード会社にキャンセルの事実を伝えることによって解決を図るといった対応も考慮に入れること等が求められる事態となった。だが、次項でみていくように、こうした業界からの要請に対して、消費者の権利の保護のため、CMAを中心に毅然とした執行対応がとられることになる。

### (3) 行政的執行——CMA, FCAのその後の動き

その後、長引くコロナ禍において、CMAやFCAによって、先述したパック旅行等のキャンセル問題も含めて、より積極的な施策が実施されることになった。順に紹介する。

#### ①CMAによる調査・指導

コロナ禍において、Covid-19関連でCMAによる調査・指導の行われた業界は、主として、パック旅行業界、航空業界、結婚業界である<sup>62)</sup>。これらは、Covid-19による大きな影響を受けて、取り止めが相次いだ分野である。この点に関連して、CMAは、2020年4月30日、キャンセルやリファンドに関する（CMAとしての）法的見解を述べたガイダンスを公表した（同ガイダンスは、同年8月28日に更新されている）<sup>63)</sup>。

パック旅行業界については、同年7月頃からCMAによる（具体的には、100を超える業者について）業界調査が実施されてきた。同年3月以降、消

---

62) このほか、かねてからの懸念事案として、高齢者介護施設や、チケットの再販売をめぐる不正な取引や不正契約条項に関する疑義について、引き続き、コロナ禍においても調査・指導が行われている。

63) Guidance: Contract cancellations and refunds due to coronavirus (COVID-19) (<https://www.gov.uk/government/publications/cma-to-investigate-concerns-about-cancellation-policies-during-the-coronavirus-covid-19-pandemic>) ; Guidance: Statement on coronavirus (COVID-19), consumer contracts, cancellation and refunds (<https://www.gov.uk/government/publications/cma-to-investigate-concerns-about-cancellation-policies-during-the-coronavirus-covid-19-pandemic/the-coronavirus-covid-19-pandemic-consumer-contracts-cancellation-and-refunds>)

費者からは、旅行が取り止めとなったにもかかわらず、払い込み済の料金について、旅行事業者からは飛行機代のみを、しかも、彼ら自身が航空会社から返金を受けた後に返金すると告げられたとする不満の声が多く聞かれていた。だが、パック旅行規則（既述）によれば、オンライン旅行業者がサプライヤーから返金を受けたか否かにかかわらず、消費者に対して全額（宿泊代及び航空券代）を返金すべきことが規定されている。

同年12月15日、そうした事業者の一つが、コロナ禍の影響を受けて取り止めとなったパック旅行について、消費者（総数4万4千人）に対して返金（総額1千800万ポンド）の「引き受け（undertaking）」<sup>64)</sup>に応じ、実行中であることが報じられた<sup>65)</sup>。事業者は、返金状況についてCMAに定期的に報告を行わなければならない、期限までに全額返金を終えない場合、裁判所に執行が求められることになる。

同様に、航空業界について、同年12月16日、CMAは複数の航空会社に対して調査を開始した<sup>66)</sup>。具体的な調査内容は、乗客が法的に搭乗不可能となったフライトについて現金による返金を怠っていることが、消費者の権利の侵害に当たるか否かに関してであった。パック旅行のキャンセルとフライトのキャンセルは、消費者にとっては極めて類似した事態ではあるのだが、前者については明確な法規則があるものの、後者については明文が

64) 違法が疑われる行為の停止、被害救済に向けた事業者からの申し出を指す。違法行為の疑われる事業者に対する調査の過程で、事業者側から自主的に今後の対策について解決の方向性・具体性を引き出すために用いられる。引き受けの詳細について、菅富美枝『新消費者法研究』（前掲注9）、99頁。一例として、We Love Holidays社による具体的な引き受けの内容について、[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5fd7a702d3bf7f305ffa7f32/Undertakings\\_from\\_We\\_Love\\_Holidays\\_Limited.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5fd7a702d3bf7f305ffa7f32/Undertakings_from_We_Love_Holidays_Limited.pdf)。

65) 2020年12月15日時点では、We Love Holidays社によって2万人の顧客に合計700万ポンドの返金を実施されている。CMAは、当該事業者の財務状況を精査した上で、遅くとも2021年3月31日までに全部の返金を終えることを要求している (<https://www.gov.uk/government/news/loveholidays-to-refund-over-18-million-for-cancelled-holidays>)。

66) [https://www.gov.uk/government/news/covid-19-cma-launches-investigation-into-airlines-over-refunds?utm\\_source=8221e35b-21a0-4ea0-a70e-729503644dc3&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=govuk-notifications&utm\\_content=daily](https://www.gov.uk/government/news/covid-19-cma-launches-investigation-into-airlines-over-refunds?utm_source=8221e35b-21a0-4ea0-a70e-729503644dc3&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=daily)

なく一般契約法理などを中心とした解釈に委ねられているという点で、違いがある<sup>67)</sup>。

実際の状況として、2020年11月に実施された2回目の都市封鎖下において、航空会社によるフライト運航は続けられていたが、人々は、不要不急の国内外への旅行を法的に禁止されていた。フライト運航自体が取り止めとならなかった事例において、法的に渡航が不可能であったにもかかわらず、多くの消費者は返金を得られず、日程を変更して再予約するか、ヴァウチャーを受け取るかの選択肢を与えられるのみであった。

CMAは、航空業界が全体として、パンデミック下において大きな経済的打撃を受けている状態にあることを認めながらも、いくつかの航空会社が現金による返金に応じず、不公正に消費者に自腹を切らせていることによって消費者法違反の恐れがあるとして、調査を開始するとしたものである。調査にあたっては、航空業界の規制者である「民間航空機構 (Civil Aviation authority: CAA)」と協力することが公言されている。調査開始にあたり、CMAは、消費者法違反の疑いのある航空会社から、自社の返金方針についての情報提供を呼び掛けている。それらの情報に基づき、個々の航空会社に対して、「2002年企業法 (Enterprise Act 2002)」第8部に基づき、執行措置<sup>68)</sup>をとるか否かが決定されることになる。今後の調査の行方が見守られる。

さらに、コロナ禍の影響を受けうる業界として、当初より結婚式業界が注目されてきた<sup>69)</sup>。CMAは、Covid-19拡大防止のために出された政府の指針によって、中止を余儀なくされた結婚式に関する契約解消をめぐる、

67) したがって、CMAとしては独自の法的見解を示してはいるものの、事業者の行為に関する違法性の有無についての最終的な法的判断は、裁判所のみが下しうることになる。

68) 現行法の下では、CMAは独自に罰金を課することはできないが、裁判所を通して行うことは可能である。また、消費者の選択肢を広げるために適切な措置や、より消費者法遵守、消費者への補償を事業者側に自主的に求めることは可能である。詳細は、菅富美枝『新消費者法研究』(前掲注9)、99-102頁参照。

69) <https://www.gov.uk/government/news/covid-19-cma-to-investigate-cancellation-policy-concerns>



2020年9月7日、ガイダンス（Guidance：Wedding services affected by COVID-19: statement of the CMA's position on cancellation and refunds）を公表し<sup>70)</sup>、消費者の権利の確認、事業者が消費者を公正に取り扱うための助言と共に、違法性の疑われる事業者に対する執行方針を明らかにした<sup>71)</sup>。

都市封鎖法により、予定日に結婚式を挙行することが法的に不可能になった場合には、結婚式契約は達成不能になったととして当該契約は終了すると捉えるのがCMAの見解<sup>72)</sup>である（確定的な法的見解については、裁判所の判断を待つほかない）。その結果、原則として、支払済みの金銭については全額の返還を受け、未払い分については支払いを免れるというのが、CMAの見解である<sup>73)</sup>。ただし、返金に際しての（ごくわずかな）例外として、事業者は、当該結婚式のために消費者が特別に注文したもので、日程を再調整した後の結婚式において再利用可能な品物の代金や、結婚式のプ

70) <https://www.gov.uk/government/publications/wedding-services-coronavirus-covid-19-cancellations-and-refunds/wedding-services-affected-by-covid-19-statement-of-the-cmas-position-on-cancellation-and-refunds>

71) 同日、結婚式業界全体に送られた書簡について、[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/915278/Open\\_letter\\_to\\_Weddings\\_providers\\_7sept20.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/915278/Open_letter_to_Weddings_providers_7sept20.pdf)。また、具体的に特定の事業者に対して返金方針の抜本的見直しを約束させたことを報じるものとして、<https://www.gov.uk/government/news/covid-19-cma-secures-refund-promise-from-bijou-weddings-group>。

72) ただし、都市封鎖法による行動制限の程度は地域や時期によって異なりうる。最初の都市封鎖が実施された2020年3月から、都市封鎖法の当初の（同法は同年7月の改正によって延長）有効期限であった同年9月までに予定されていた結婚式契約については、当事者からの主張を待つまでもなく一律に達成不能になったとみるのがCMAの見解である。第三回目の全面的都市封鎖が実施された脱稿時点においても、同様の見解があてはまると思われる。他方、部分的都市封鎖に留まった第二回目のような状況においては、目的達成不能があったのか否かについて、当該契約時における合意内容に照らし合わせたより個別具体的な判断（例 会場の状況、招待客の人数、余興、食事内容等に関する当初の予定からの変更の程度）が求められる。ソーシャルディスタンスを守りながら当初の計画に近い式が挙行できる（た）とすれば、達成不能にはならない。政府の方針に従ったために契約通りの履行ができなかった部分については、形式的には事業者側の契約違反となるため、値引きという形で対応することが事業者にとっても消費者にとっても有利な解決法ではないかとするのがCMAの見解である。また、代替案が見つからずに消費者がむしろキャンセルを望む場合に、返金不可という契約条項を盾に、正当な根拠を告げずに多額の違約金を請求するようなことは許されない（そうした条項は有効性をもたない）と解するのがCMAの見解である。

73) 前掲注21参照。

ランニングのためにすでにかかった人件費などに関しては、合理的な控除として保持が許されると考えるのがCMAの見解である。さらに、すでに手配済みの花や食事など、腐敗しやすく他の結婚式や後日に回せないものについては、事業者と消費者との間でどのように損失を分担するのが公正かという視点に立って個別具体的に検討することが必要であると考えられている。その際、事業者が将来的な契約において損失分を回収できる可能性を考慮し、消費者への負担割合が多くなる場合には具体性をもった正当化が求められ、漠然と一般的な費用を損失としたり、当該消費者に全額を負担させることは明らかに公正な対応ではないと考えられている。2020年11月26日、CMAは、返金方針や振替え日設定のあり方をめぐって改善が見られず、違法性の疑いの強まった事業者に対して、警告文を送っている<sup>74)</sup>。

以上、Covid-19の影響を大きく受けた3つの業界についてみてきた。いずれにも共通して言えることは、契約の解消・終了にあたっては、全額返金が原則であり、一部を返金せずに保持する場合には事業者側に具体的な正当化が強く求められるということ、また、返金に代えて振替え日を設定するという提案は、全額返金を求める権利があるということを消費者に明示した上でのみ許されるという点である。そして、消費者に対して返金の権利がないと告げたり、正当な理由や具体的な根拠なしに大きく減額して返還するような行為は、2008年「不公正な取引行為からの消費者の保護に関する規則 (Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008)」で禁止された「誤解を招く行為」や「攻撃的な行為」に当たる場合もあると捉えるのが、CMAの見解である。

## ②FCAによる猶予措置

コロナ禍による経済状況の悪化を受けて、多くの消費者が、依然として

---

74) [https://www.gov.uk/government/news/covid-19-refunds-cma-warns-wedding-firms-over-unfair-practices?utm\\_source=6f81b92e-79a2-4589-b347-0d24aea74efa&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=govuk-notifications&utm\\_content=daily](https://www.gov.uk/government/news/covid-19-refunds-cma-warns-wedding-firms-over-unfair-practices?utm_source=6f81b92e-79a2-4589-b347-0d24aea74efa&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=daily)  
前掲、注67も参照。

日々の負債の返済に苦慮する状態が続いている。FCAは、遵守義務の強いハイレベル原則<sup>75)</sup>の一つである「顧客を公正に取り扱う」という第6原則をコロナ禍において具体化すべく、既述の通り（本節（1））、同年4月1日、事業者向けの最初のガイダンスを発表し（実施は、同年4月9日）、最長3か月間（同年4月24日から同年7月31日）の支払猶予の付与を推奨した。同年7月1日に更新が行われ、さらに3か月間の支払猶予の付与（同年10月31日まで）が推奨された。その後も事態が改善していない状況を受けて、同年9月30日、追加的ガイダンスが発表された。同年11月19日、確定版として一連のガイダンス“Finalised Guidance: Consumer credit and coronavirus: updated guidance for firms”<sup>76)</sup>が発表され、同年11月25日から実施されている（2021年3月31日まで）。

その主な内容は、支払猶予である。消費者は、クレジットカードによる支払いや個人的なローンによる負債に関して、利息の支払いを続けていれば、信用評価が下がることなく、一定期間<sup>77)</sup>の支払い猶予（支払い延期（payment deferral）；一般的には「支払い休暇（‘payment holiday’）」）を求めることができることになった<sup>78)</sup>。猶予期間中は、債務者は遅滞に陥っていないとみなされるため、債権者は保証人に対して弁済を求めることはできない。同様に、譲渡抵当（mortgage）、自動車金融（car finance）、購入賃

---

75) FCAが規制を行うにあたっては、CONC（Consumer Credit Sourcebook）とよばれるルールが用いられる。同ルールに違反した事業者に対して、それによって損害を受けた消費者は、法的義務違反を訴えることができる。FCAは、違反事業者に対して、賠償金の支払いを命じることもできる。さらに、FCAは、原則を適用することができる。原則違反については直ちに法的義務違反となるわけではないが、FCAの裁量によって消費者への賠償を命じることがある。

76) <https://www.fca.org.uk/publications/finalised-guidance/consumer-credit-and-coronavirus-updated-guidance-firms>

77) 2021年3月31日までに申請すれば、最長で2021年7月31日までの猶予が認められることになっている。

78) FCAが提供しているコロナ禍の影響を受けた消費者への様々な（クレジット、住宅ローン、個人ローン、保険、年金、スキャン対策）支援について、<https://www.fca.org.uk/coronavirus-support>参照。

貸 (rent-to-own) についても、消費者は、3か月間の支払猶予と、債権者による取得の停止を求めることができる。さらに、銀行は、事前に手続きを行った顧客に対して、500ポンドまでのオーバードラフト（借超）について、3か月間無利子としなければならないとされた。

こうした「支払い猶予ガイダンス (Payment Deferral Guidance)」に加えて、猶予期間を利用した後も依然として困難を抱えている消費者に対して、その個別具体的な状況に応じた「個別対応型支援 (“tailored support”）」を提供することが呼び掛けられた<sup>79)</sup>。

いずれの対応も、債権者側も決して有利な立場にあるとはいえない状況において<sup>80)</sup>、コロナ禍を原因として収入の極端な減少など急速に脆弱性を有する状況に陥った債務者に対して特別な保護を与えようとするものである。しかしながら、他方で債権者の権利を実質的に制約しうることになる点は否めない。この点について、FCAはガイダンスの中で、一時的措置であることを強調し、また、あくまで事業者に対する「期待 (expectation）」という言い回しで表記をするに留めている。

だが、ガイダンス遵守は、執行を発動する原則違反の有無の判断に用いられ、問題とされた事業者が当該状況において「公正かつ責任ある」行動をとっていたか否かの判断にあたって考慮される可能性がある<sup>81)</sup>。さらに、原則の適用については、FCAに加えてFOS（既出）も行うことができる。FOSは、消費者からの苦情を受けて、当該事業者に対して原則を遵守したか否かを尋ね、遵守がなかった（すなわち、原則違反をおこなった）場合には、事業者に対して消費者への賠償を命じることができる。結果的に、FCAやFOSによる規制は、実質上、従来のイギリス契約法の立場を修正し

---

79) <https://www.fca.org.uk/publication/finalised-guidance/consumer-credit-coronavirus-tailored-support-guidance.pdf>

80) コロナ禍によって事業者が受けた経済的影響に関する調査（2020年6月4日・8日と8月5日・10日に実施）の結果をまとめたものとして、<https://www.fca.org.uk/news/press-releases/fca-publishes-coronavirus-financial-resilience-survey-data>がある。

81) 前掲、注75も参照。

ていることになる<sup>82)</sup>。

## 5. 紛争解決——対立から協力へ

誰もが負の影響を受けているコロナ禍にあるイギリス社会において、昨今、調停 (mediation) の重要性への認識がますます高まっている。ゼロサムゲームになりがちな保険の支払いの有無をめぐる紛争等とは異なり、コロナ禍にあっては、双方の自主的な歩み寄りによって「情けは人のためならず」を実感できる状況であるともいえよう。この点、平常時において、当事者を調停へと向かわせる動機付けとして、協力心よりも勝訴の見込みの可能性 (の低さ) が決定的であるのとは大きく異なる。もはや、コロナ禍において、契約の履行や執行をめぐる紛争は、文字通りの争いではなく、議論の場、交渉の場、譲り合いの場として捉える方が、当事者の置かれた状況にふさわしいことに社会が気づき始めているのである。コロナ禍において狭い射程で自己利益を考えることは、結局は自分にとっても得策ではないのである<sup>83)</sup>。

この点に関連して、英国比較法研究所 (British Institute of Comparative Law: BISL) は、プロジェクト「Breathing space - a Concept Note on the effect of the pandemic on commercial contracts」を立ち上げ、2020年4月7日から3度にわたって (今後も継続される予定)、コロナ禍における商業上の契約の履行と執行のあり方について、比較法的考察を通して、当事者の法的権利を守りつつも従来とは異なる紛争解決のあり方を模索してき

---

82) Twigg-Felsner & Beale (前掲, 注36)。コロナ禍においてではないが、これまでにFOSが介入した事例として、保険契約締結に際して重要事項の開示を行わなかった顧客との契約不締結について、契約法の伝統的な立場からは合法的行為 (むしろ、権利) であるにもかかわらず、保険事業者の方から当該事項について顧客に尋ねなかったことをもって不公正な取り扱いが認定された事例がある。

83) 同様の見解に立つものとして、Beale&Twigg-Felsner (前掲, 注36) がある。

た<sup>84)</sup>。サプライチェーンを維持し、経済不況の到来を避けるためにも、相手方の契約不履行に際して契約終了に向かうより、契約の修正によって不履行を是正できるよう努めようというのが、その基本的な立場である。

また、住宅の賃貸借契約をめぐる、退去によって住む場所を失う可能性や感染リスクの増大を極力減少させることが求められるコロナ禍において、賃貸人に対しては、既述の通り（本稿3.(2)）、多少の賃料の不払いなどがあっても直ちに賃借人に立ち退き要求をせず、まずは支払いの猶予や賃料減免の可能性を探って当事者間で真摯な話し合いを行い、それでも話がまとまらない場合であっても、裁判手続きに向かう前に、調停を利用することが推奨されている<sup>85)</sup>。特に、以前から廃止を求める声も多い、ハウジング法21条に基づく無理由契約終了については、賃貸人に特別な事情がある場合を除いて行使しないよう、「できるかぎり思いやりと柔軟性を見せてもらいたい」とするのが政府の指針である<sup>86)</sup>。

同様に、内閣府によって2020年5月7日（同年6月30日、更新）に出された「Covid-19による緊急事態の影響を受けた契約の履行と執行に関する責任ある契約行為に関するガイダンス」（既述）を、当事者間における譲り合いによって、紛争が生じること自体を減少させる試みとして捉える見解もある<sup>87)</sup>。

---

84) そこで発表されたコンセプトノート（Concept Note）1から3について、<https://www.biicl.org/projects/breathing-space-a-concept-note-on-the-effect-of-the-pandemic-on-commercial-contracts>から入手できる。

85) MHCLG, "Guidance for landlords and tenants"（前掲、注40）パラグラフ1.16, 1.17, 1.22-1.25を参照。

86) <https://www.gov.uk/government/publications/understanding-the-possession-action-process-guidance-for-landlords-and-tenants/understanding-the-possession-action-process-a-guide-for-private-landlords-in-england-and-wales>.

87) CMS "Play nicely: Cabinet Office and Industry Guidance aimed at facilitating the completion of projects and minimising disputes following Covid-19."

## 6. むすびに代えて—「Withコロナ」の社会における契約のあり方

以上、本稿では、イギリス契約法の伝統的な立場を押さえた上で、コロナ禍という長期間にわたる未曾有の事態において、そうした厳格な法の立場が、社会において最も脆弱な立場に置かれている人の利益や、感染拡大の防止といった社会全体の利益の保護という観点から、実質上の修正を受けてきたことを見てきた。誰もが影響を受け、その一方で、具体的な影響の深刻さは置かれた状況によって異なるコロナ禍において、厳格責任を固守するイギリス法においても、「協力的な」契約法、「思いやりのある」契約法の執行が社会的に求められている。このことは、自己利益の最大化のみを目指すことが許容され、互いに極限までに権利主張を争うことが想定された商業的な契約においても同様であり、経済不況の回避・抑制やサプライチェーン崩壊の回避・抑制のために、契約上の権利を即座にストレートな形で行使しないこと——むしろ、履行の猶予や、履行内容の修正——が求められている。

こうしたイギリスにおける「Withコロナ」契約法のあり方は、「履行不能」の概念に取引上の通念を取り入れることができ、また、理論上は「事情変更の法理」が認められているわが国の契約法においては、深刻な問題として捉えられる必要はないとする見方もあえよう。だが、緊急事態勃発時において、脆弱な状況に置かれている消費者の保護と支援を、政府や関連諸機関（CMA, FCA, FOB, 各地方自治体における取引基準局）そして裁判所が社会の先頭に立って呼びかけ、人々に理解と共感を得るよう動く姿勢<sup>88)</sup>からは、学ぶところが多いように思われる。コロナ禍においては、

---

88) さらに、FCAは、脆弱な消費者の公正な取り扱いに関する指針の最終確定を2021年中に計画している。これによって、事業者に対して遵守すべき原則をより明確に提示し、脆弱な消費者に配慮した経営を行うことを事業者の文化（社風）として醸成し、本指針を、不遵守に対する執行に際しての基軸とすることが意図されている。パブリックコメントの聴取のために公表された指針案について、FCA, “GC20/3: Guidance for firms on the fair treatment of vulnerable customers” (<https://www.fca.org.uk/publication/guidance-consultation/gc20-03>).

契約当事者間をあたかも閉じた関係であるかのように捉えて、不可抗力の発生によるコストをどちらに押し付けることができるかという権利対抗的発想だけでは、長期的な市場社会における循環機能（持ちつ持たれつ）を円滑化することができない。相手を潰してしまうことのないような権利行使をおこなうことが、長期的には社会の、そしてひいては自己の利益に繋がると考えられる。だが、同時に、これは（権利の不行使による）コストをどこかに負担させることを余儀なくされる発想とも言え、当事者間の譲り合い（あるいは、一方の博愛的犠牲）のみに任せるのではなく、社会的なコストとして向き合っていくことが前提とされていなければならない<sup>89)</sup>。

また、本稿では、緊急事態勃発時において、早々に「コミュニティ・スピリット」と呼ばれる地元における助け合いの精神が認められる動きがあった点に目を向けた。他方で、人々の不安や、脆弱性を有する人々に対するつけこみ行為や、寄付などの善意の行為を裏切るような悪質な行為が横行したことも、残念ながら事実である<sup>90)</sup>。平常時には不招請勧誘について厳格な法規制がなされているイギリスにおいても、社会の混乱状況に応じて、自主的隔離をしている高齢者の自宅の玄関扉を叩いて周り、コロナウイルス検査を行う、体温を測る、と言って高齢者に室内へと招き入れさせ

---

pdf) 参照。FCAは2015年以来、脆弱な消費者の支援に力を入れてきたが、2021年以降も同様に進められることになっている（FCA, 2020/21Business Plan）。

89) この点に関連して、賃借人からの賃料の減額、支払い猶予や一部免除の求めに応じた賃貸人への経済的支援の存在が注目される。より多くの経済的援助を行うことが賃貸人にとっても賃借人にとっても必要であるとした主張について、ガーディアン紙（2020年12月22日付）“840,000 private tenants in England and Wales could be behind on rent — Landlords’ group calls for more government help because of Covid ‘debt crisis’”。8万5千人が所属する英国最大の民間賃貸人の組織である「全国住居賃貸人協会（National Residential Landlords Association: NRLA）」は、「賃借人に経済的支援を、賃貸人に正義を」と称するキャンペーンを立ち上げて、賃借人の保護のためにアップデートされてきた数々の臨時施策を背後から支えるため、賃貸人の減収や負担を補償する施策の実施について、ロビー活動など政府への積極的な働きかけを行っている（<https://www.nrla.org.uk/campaigns/coronavirus#campaign-overview>）。

90) 2020年3月の1か月間だけで、通常の4倍もの詐欺被害報告があったとされる（<https://news.oxfordshire.gov.uk/oxfordshire-residents-warned-against-coronavirus-scams/>）。



るために偽りを述べる者の出現を防ぎきれなかったのである<sup>91)</sup>。

異例の事態においても、平常時と変わらない消費者法執行体制（監視・抑制、摘発、啓発、見守り、助け合い、権利の周知）が安定的に機能し、また、平常時以上の機敏さ・迅速さをもって消費者脆弱性に対応していることを広く社会に示すことは、悪質事業者に対する抑止効果、人々の安心感の醸成、権利の実現という点で、極めて重要である。まだまだ予断を許さない状況ではあるが（2021年1月8日の脱稿時点において、第三回目の都市封鎖が実施されている）、引き続き、消費者が脆弱性につけ込まれない法・社会体制、及び、消費者脆弱性が少しでも制御される法・社会体制が維持・強化されることを願う。

#### 【注記】

本稿は、JSPS科研費19K01403「消費者脆弱性の制御をめぐる比較法政策的学的研究—脆弱な消費者を包摂する法制度」（研究代表者 菅富美枝）による研究成果の一部である。

---

91) <https://www.actionfraud.police.uk/news/ctsi-issues-warning-over-covid-19-home-testing-scams>。さらに、ワクチン接種の開始された同年12月以降、独居の高齢者の自宅に押し掛け、ワクチン接種を偽って金銭を得るといった極めて悪質かつ有害な行為や、ワクチン接種の機会の優先について偽りを述べるメールによって個人情報を引き出すといった行為が報じられている。BBCニュース（2021年1月8日付）"Hunt for fake vaccine fraudster who injected woman, 92, in Surbiton" (<https://www.bbc.com/news/uk-england-london-55577426>)

How should Contracts be Performed and Enforced  
at the Time of the Covid-19 Pandemic?  
—Legal and Societal Response of English Contract  
Law in an Unprecedented Situation

Fumie SUGA

《Abstract》

This article represents an attempt to analyse how English contract law responded to the unprecedented situation of lockdown or other legal restrictions caused by Covid-19 in 2020. Strictly speaking, there have been no obvious changes in the traditional English contract law, which holds to "strict liability", and very restricted application of the doctrines of "frustration" and "changes of circumstances". However, despite the non-obvious changes of the contract law in principle, the performance and enforcement of contracts which were severely affected by Covid-19 (such as flights, weddings, package holidays, consumer credits, residential leases, and hire-purchases) were amended, in reality, by social demands and a series of Government guidelines in order to respond to social needs, particularly of vulnerable consumers, in the situation of hardship. Also, contractual parties preferred to resolve their disputes in ADR (alternative disputes resolution) rather than going to court. From these facts it can be concluded that people in difficult times are inclined not to insist on their contractual rights as strictly as they are normally likely to do in ordinary situations. Showing compassion to others and having respect for others' interests appeared to have penetrated English contract law to some extent. Here we can recognize some common features with Japanese contract law, where the concept of "good faith" is profoundly embedded and "relational expectations" play important roles that are equal to transactional obligations.